

下野市自治基本条例3つのポイント！

市内の3か所のプールの内、ウオータースライダーがないのは？
①大松山運動公園プール ②ふれあい館温水プール ③国分寺B&G海洋センタープール

ポイント1

子どもたちがまちづくりに参画するまち

第11条 子どもの参画

下野市の未来を担う子どもたちを「地域の宝」として大切に、子どもがまちづくりに参画する機会を積極的につくります。



新庁舎建設ワークショップ

ポイント2

協働によるまちづくりを推進するまち

第34条 人材及び組織の育成

市民が主役のまちづくりを推進するためには、それを担うづくりが必須であり、その育成支援と環境（場所、機会、仕組みなど）づくりに努めます。



市民活動団体による「地域安全マップ」づくり

ポイント3

交流によるまちづくりを推進するまち

第36条 国内交流

第37条 国際交流

歴史、文化等による交流に加えて、災害等の緊急時に備え、近隣市町村だけでなく遠距離の市町村とも積極的に連携・協力します。

様々な分野で国際交流活動に努めるとともに、国際感覚豊かなまちづくりを推進します。



香川県高松市との国内交流



ドイツ・ディーツヘルツタールとの国際交流

条例制定過程や条例解説など、詳しい情報は市ホームページでご覧いただけます。

下野市自治基本条例

検索

【問い合わせ先】市民協働推進課

☎(40)5585 FAX(40)5572

✉ shiminkyoudousuishin@city.shimotsuke.lg.jp

ここをクリック

わかりやすい
出前講座も
やってるよ！

